

平成17年度厚生労働科学研究費補助金
(医療技術評価総合研究事業)

「災害時医療体制の 整備促進に関する研究」

総括研究報告書



平成18年3月

主任研究者

独立行政法人国立病院機構災害医療センター 院長

辻 見 弘

TEAM

目 次

I. 総括研究報告

災害時医療体制の整備促進に関する研究	1
辺見 弘	

II. 本年度の成果物 7

III. 研究成果の刊行に関する一覧表 117

厚生労働科学研究費補助金（医療技術評価総合研究事業）

総括研究報告書

研究課題名： 災害時医療体制の整備促進に関する研究
(17-医療-011)

主任研究者：辺見 弘（国立病院機構災害医療センター院長）
研究要旨

【研究目的】

DMAT が災害発生急性期に、実効性ある活動が展開出来るようになるために解決しておくべき課題の検討と解決の方向性を作ること。

【研究方法】

1) 全体班会議の実施年3回。2) DMAT 運用指針小委員会、広域災害救急情報システム(EMIS)の DMAT 運用小委員会、隊員養成研修会と隊員登録小委員会、被災地内 DMAT 本部の指揮命令、通信整備小委員会を開催した。3) 内閣府・千葉県総合防災訓練（平成 17 年 9 月 1 日）における SCU 活動計画、機内活動計画の立案と DVD の複製配布による啓蒙活動。4) DMAT 指定医療施設説明会議による活動指針の周知。5) 医療計画における災害医療タスクフォース (TF)、病院の脆弱性評価と対応 TF、国際緊急援助隊との連携のための TF。

【結果と考察】

現在、政府/内閣府が関係省庁と連携して南関東、東海地震、関東直下、南海東南海地震に対する体制整備を進めている。いち早く（1-2 時間以内）空港に参集し、重症傷病者の航空搬送に際し、広域搬送拠点や航空機内での医療を提供する医療チームの編成が、厚生労働省に求められた。このような状況を踏まえ、広域災害発生時、超急性期に災害現場に派遣され、災害時救命医療を提供する災害時派遣医療チーム(DMAT)の編成/整備が進行中である。

この活動のためには、派遣される医療チームの高い能力/資質が求められるとともに、運用について事前に十分に検討する必要がある。本研究班では、研究協力者に DMAT 運用における問題点と課題を抽出し、DMAT 活動要領としてまとめた。第二に、広域災害救急情報システム(EMIS)と連動した DMAT 運用についての基礎研究を行い内容や運用方法を決定した。第三に、被災地内での DMAT 指揮命令・通信系統を確立するために衛星携帯電話に加え、MC 無線、FM 無線の導入に関する諸問題を検討した。第四に DMAT 隊員養成研修会の質を確保する目的に、「DMAT 研修会の質の確保のための評価指標」「DMAT 事務局運営要領(案)」を作成した。第五に DMAT の意義、活動内容や広域医療搬送について市民、医療関係者、都道府県行政職や消防警察関係者、政府行政職や自衛隊・海上保安庁関係者などに啓蒙する目的にパンフレット、DVD を作成し配布した。

【結論】

引き続き、未解決の DMAT の運用の諸問題(具体的な計画(東海地震モデルの作成)、他省庁との連携、指揮命令通信の確立、兵站の諸問題、都道府県における運用の課題、活動費用支弁や隊員の災害補償)広域医療搬送計画、広域災害救急情報システムのあり方について検討の必要がある。

【研究協力者】

石原 哲；白鬚橋病院 院長
井上 潤一；国立病院機構災害医療センター救命救急センター副部長
大友 康裕；東京医科歯科大学救急災害医学教授
奥寺 敬；富山医科大学 救急災害医学教授
小井土雄一；日本医科大学救急医学講師
佐々木 勝；都立府中病院救命救急センター部長
定光 大海；国立病院機構 大阪医療センター 救命救急センター長
須崎紳一郎；武藏野赤十字病院救命救急センター長
富岡譲二；福岡和白病院高度救命医療センター長
友保 洋三；国立病院機構災害医療センター臨床研究部長
中山 伸一；兵庫県災害医療センター副センター長
原口義座；国立病院機構災害医療センター臨床研究部病態蘇生研究室長
布施 明；川口市立総合医療センター救命救急センター部長
本間 正人；国立病院機構災害医療センター救命救急センター部長
松本 尚；日本医科大学千葉北総病院、救急医学講師
山田 憲彦；防衛医科大学校 防衛医学教授

A. 研究目的

組織的医療支援体制の立ち上げが大きく遅れた阪神淡路大震災の反省を受け、平成 7 年厚生科学研究補助金（健康政策調査研究事業）「阪神・淡路大震災を契機とした災害医療体制のあり方に関する研究班」と、その 5 年後の平成 12 年に厚生労働省が設置した「災害医療のあり方に関する検討会」を経て、大災害時の医療対応計画が整備されつつあるところである。現在、政府/内閣府が関係省庁と連携して体制整備を進めている災害時の広域医療航空搬送計画において、発災後、いち早く（1-2 時間以内）空港に参集し、重症傷病者の航空搬送に際し、広域搬送拠点や航空機内での医療を提供する医療チームの編成が、厚生労働省に求められている。

この結果、平成 15 年 8 月の「災害応急対策関係閣僚意見交換会」での内閣総理大臣指示事項において、

- 1) 厚生労働省は、発災時に迅速に救護班を派遣し、重篤患者を搬送するための計画を定めること
- 2) 関係省庁および防衛庁は協議して、医師・患者や消防・警察の部隊を搬送する際の自衛隊機の利用計画を定めること。自衛隊以外の関係機関の航空機並びに船舶の活用についても検討すること

が求められることとなった。

このような状況を踏まえ、平成 17 年度より厚生労働省は、災害時派遣医療チーム（DMAT： Disaster Medical Assistance Team）の編成/整備を予算化

し、南関東大地震、東海地震や東南海・南海地震等、複数の都道府県をまたがる広域地震災害発生の際、発災後数時間から 48 時間までの超急性期に災害現場で活動し、災害時救命医療を提供する:DMAT の編成/整備を政策とした。この DMAT は、現在、政府/内閣府が関係省庁と連携して体制整備を進めている災害時の広域医療航空搬送計画においても、重症傷病者の航空搬送に際し、広域搬送拠点や航空機内での医療を提供する医療チームとして期待されている。

発災後極短時間（1-2 時間以内）で病院から出動し、様々な派遣先（救出救助現場、現場救護所、災害拠点病院、空港の広域搬送拠点、航空機内等）に対応して、適切な超急性期の救命医療を重症傷病者に提供するためには、派遣される DMAT の高い能力/資質が求められるとともに、DMAT の運用するための体制や被災地内で自己完結的に活動できる兵站（ロジステックス）が必要となる。

DMAT により、実災害発生時に、実効性ある活動が展開されるためには、解決しておくべき以下の課題があり、本研究班では、その諸課題に対して、具体的回答/解決策/対応策を導き出すことを目的とした。

1. 研修のあり方
2. 災害超急性期医療における DMAT の派遣体制の整備
3. 指揮命令、派遣要請基準、派遣要請方法

- 4.派遣される医療者に求められる能力/資質、派遣登録者の資格
- 5.移動手段
- 6.通信手段
- 7.必要な医療資器材/装備
- 8.先遣医療チームのあり方（情報収集、報告）
- 9.本部機能のあり方（派遣規模の決定、派遣先指定/変更、撤収、2次隊派遣の要否等）
- 10.現地医療機関への支援医療のあり方
- 11.補償の問題
- 12.各都道府県で設置した DMAT との連携
- 13.緊急消防援助隊との連携
- 14.DMAT 診療指針の策定
- 15.テロ等を含めた特殊災害対応

B. 研究方法

上記の課題を解決するために、研究協力者が分担して検討を加えることになった。

●全体班会議の開催

3回（平成17年8月26日、12月21日、平成18年3月22日）の全体班会議を開催し、小委員会での検討事項や研究協力者の担当分の研究について発表され討議した。

●小委員会の開催

DMAT 運用指針に関する小委員会、広域災害救急情報システム(EMIS)の DMAT 運用に関する小委員会、隊員養成研修会と隊員登録に関する小委員会、被災地内 DMAT 本部における指揮命令、通信整備に関する小委員会を

開催し検討した。

●内閣府・千葉県総合防災訓練（平成17年9月1日）における広域医療搬送訓練、および同反省会の開催
内閣府・千葉県総合防災訓練（平成17年9月1日）には DMAT 隊員が多く参加した。活動のモデルケースとして、SCU 活動計画の立案、機内活動計画の立案を行った。同日の訓練概要はビデオ撮影が行われ、同研究班員によるナレーション、DVD の複製配布による啓蒙活動を行った。10月20日には訓練参加関係参加機関を招いて、訓練に対する反省会議を実施した。

●DMAT 指定医療施設説明会議

平成18年2月10日仙台において DMAT 指定医療施設説明会議を開催し、DMAT 活動指針（案）を提示し、意見交換を行った。

●その他のタスクフォース（TF）会議
厚生労働省の要請に応じ、適宜タスクフォース会議を開催した。医療計画における災害医療TF、病院の脆弱性評価と対応TF、国際緊急援助隊との連携のためのTFをおこなった。

C. 研究結果

●DMAT 活動要領の作成

発災後、極短時間（1-2時間以内）で病院から出動し、様々な派遣先（救出救助現場、現場救護所、災害拠点病院、空港の広域搬送拠点、航空機内等）に対応して、適切な超急性期の救命医療を重症傷病者に提供するためには、派遣される医療チームの高い能力/資質が求められる。その能力を十分に發揮

するためには、解決すべき諸課題があげられる。本研究班では、DMAT 運用における問題点と課題を抽出し、DMAT 活動指針（案）としてまとめるとともに、平成 18 年 2 月 10 日仙台にて開催された DMAT 指定病院連絡会議において、DMAT 活動指針（案）として提示するとともに、内容や修正点について意見を求め、最終的に DMAT 活動要領としてまとめた。

●広域災害救急情報システム(EMIS)と連動した DMAT 運用の開発

広域災害救急情報システム(EMIS)と連動した DMAT 隊員一斉参集通報、出場や活動状況を共有するための DMAT 揭示板、派遣災害現場や病院の被害状況を収集するための情報伝達などを盛り込んだ「広域災害救急情報システム(EMIS)の DMAT 運用についての基礎研究を行い内容や運用方法を決定した。

●被災地内通信の検討

被災地内での DMAT 指揮命令系統を確立するために統括 DMAT が被災地内災害拠点病院あるいは広域医療搬送拠点(SCU)に DMAT 本部が設立する計画であるが、被災地内での情報の途絶が危惧されるため、厚生労働省あるいは災害医療センターと被災地内本部の通信を確保する目的に MC 無線の導入に関する諸問題を検討した。

●DMAT 研修会の質の確保のための評価指標の作成

DMAT 隊員養成研修会の質を確保する目的に、「DMAT 研修会の質の確保のための評価指標」を作成し、今後全

国で開催されるであろう DMAT 研修会の基準を明確とした。同時に研修指導者の位置づけと選定の基準、認定プロセスや DMAT 隊員認定証の明確するため 「DMAT 事務局運営要領(案)」を作成した。

●DMAT 啓蒙普及活動

DMAT の意義、活動内容や広域医療搬送について市民、医療関係者、都道府県行政職や消防警察関係者、政府行政職や自衛隊・海上保安庁関係者などに啓蒙する目的にパンフレット、DVD を作成し配布した。

●病院の脆弱性評価、病院防災マニュアル、訓練手法の検討

病院の脆弱性評価、病院防災マニュアル、訓練手法についての研修プログラムを作成し、災害従事者研修会にて導入した。

D. 考察

地震、津波などの自然災害に加え、航空機・列車事故やテロ災害など人的災害の発生が危惧されている。災害による死亡のうち、平時の救急医療を施していれば救命できたであろう死は「災害における避けられた死」と呼ばれている。阪神大震災では、初期医療対応の遅れや広域医療搬送の欠如が指摘されており、大友らの報告では、阪神大震災の際には 24 時間以内に緊急医療が必要であったが、医療を受けることなく死亡した数が 380 名であったと報告されている。このうちの多くの数が「災害時の避けられた死」に該当するであろう。

ライフラインが途絶し十分な医療が遂行できない地域では、できるだけ早期に医療班や医療資器材を被災地内に動員し、被災地外の十分な医療が提供できる地域へ傷病者を搬送することが「災害時の避けられた死」を減らすことができる唯一の方法である。救命の観点からはこれらの活動を遅くとも48時間に完了する必要がある。

被災地に導引される医療チームがDMATであり、医療資器材、薬品などを携行し被災地内に入り、被災地内の災害拠点病院や救急病院あるいは航空搬送拠点、ヘリコプターや固定翼などの傷病者搬送手段の中で活動することが期待されている。また、東海地震（予知型・突発型）、首都直下地震、東南海・南海地震では、国が主導して自衛隊機を用いた広域医療搬送を計画している。

DMATの具体的活動の基本方針を「DMAT活動要領」として明示した。これによって、DMATの位置づけ、出動・待機手順、活動の内容、他機関との連携、DMAT補助員、補償など活動の骨格となる内容について明文化された。さらに想定される災害、たとえば東海地震（予知型、突発型）、首都直下地震、東南海・南海地震を想定したDMATの具体的な活動内容に係る計画を検討・作成することが今後の課題である。

E. 結語

引き続き、未解決のDMATの運用の諸問題(具体的な計画（東海地震モデ

ルの作成)、他省庁との連携、指揮命令通信の確立、兵站の諸問題、都道府県における運用の課題、活動費用支弁や隊員の災害補償)広域医療搬送計画、広域災害救急情報システムのあり方について検討の必要がある。

F. 健康危険情報 なし

G. 研究発表

1, 大友康裕、他. 宮城県沖地震に対する超急性期医療---広域緊急医療搬送計画とDMAT派遣計画について.
第11回日本集団災害医学会総会
2006年2月10日（仙台）

2, 本間正人、他. 災害派遣医療チームの活動の標準化と質の確保---日本DMATと標準DMAT研修会の構築---.
第11回日本集団災害医学会総会
2006年2月10日（仙台）

3, 佐藤和彦. 広域医療搬送 DMAT活動における看護師の役割の重要性
第11回日本集団災害医学会総会
2006年2月10日（仙台）

II. 本年度の成果物

- 1) 日本 DMAT 活動要領
- 2) DMAT 研修会の質の確保のための評価指標 および DMAT 事務局運営規定(案)
- 3) 広域医療搬送活動マニュアル
 - a) SCU 活動マニュアル
 - b) 航空機内活動マニュアル
 - c) 航空自衛隊 C1 輸送機を用いた DMAT 活動訓練資料 (航空自衛隊入間基地)
- 4) 広域医療搬送 DVD

1) 日本 DMAT 活動要領

日本DMA T活動要領

I 概要

1. DMA Tとは

- ・ DMA Tとは、大地震及び航空機・列車事故といった災害時に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チームである。
- ・ 阪神淡路大震災では、多くの傷病者が発生し医療の需要が拡大する一方、病院も被災し、ライフラインの途絶、医療従事者の確保の困難などにより被災地内で十分な医療も受けられずに死亡した、いわゆる「避けられた災害死」が大きな問題として取り上げられた。
- ・ 自然災害に限らず大規模な集団災害において、一度に多くの傷病者が発生し医療の需要が急激に拡大すると、被災都道府県だけでは対応困難な場合も想定される。
- ・ このような災害に対して、専門的な訓練を受けた医療チームを可及的速やかに被災地に送り込み、現場での緊急治療や病院支援を行いつつ、被災地で発生した多くの傷病者を被災地外に搬送できれば、死亡や後遺症の減少が期待される。
- ・ このような災害医療活動には、平時の外傷の基本的な診療に加え、災害医療のマネジメントに関する知見が必要である。
- ・ この活動を担うべく、厚生労働省の認めた専門的な訓練を受けた災害派遣医療チームが日本DMA T（以下「DMA T」と言う。）である。

2. 運用の基本方針

- ・ 活動は、平時において都道府県と医療機関等との間で締結された協定及び厚生労働省、文部科学省、都道府県、国立病院機構等により策定された防災計画等に基づくものである。
- ・ DMA Tの派遣は、被災地の都道府県からの要請に基づくものである。
- ・ 厚生労働省は、初動期からの積極的な情報収集等により都道府県に対し必要な支援を行う。
- ・ 緊急でやむを得ない場合、厚生労働省、都道府県等は、被災地の都道府県の要請がなくとも、医療機関の自発的な活動に期待した要請を行うことができるものとする。
- ・ 都道府県は、通常時には、DMA T運用計画の策定、医療機関等との協定の締結等を行い、災害時には計画に基づきDMA Tを運用し、活動に必要な支援（情報収集、連絡、調整、人員又は物資の提供等）を行う。

- ・ 厚生労働省は、通常時には活動要領を策定する。また、標準化された教育・訓練の推進及びDMA-Tに参加する要員の認証・登録により、DMA-Tの質を向上させるものとする。また、災害時には、DMA-Tの活動に関わる情報集約、総合調整及び関連省庁との必要な調整を行う。
- ・ DMA-T指定医療機関（後述）は、通常時には派遣の準備、DMA-Tに参加する要員の訓練に努め、災害時には、要請に応じてDMA-Tを派遣する。
- ・ 災害拠点病院、日本赤十字社、国立病院機構、国立大学病院等は、活動に必要な支援（情報収集、連絡、調整、人員又は物資の提供等）を可能な範囲で行う。

3. 本要領の位置づけ

- ・ 災害対策基本法に基づく防災基本計画には、以下のように、国、都道府県又は日本赤十字社の役割として、救護班やDMA-Tの派遣の要請が記載されている。
 - 国は、災害発生時に迅速な派遣が可能な災害派遣医療チーム（DMA-T）に参加する、医師、看護師等に対する教育研修を推進するものとする。
 - 国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社及び被災地域外の地方公共団体は、医師を確保し救護班・災害派遣医療チーム（DMA-T）を編成するとともに、必要に応じて、公的医療機関・民間医療機関からの救護班・災害派遣医療チーム（DMA-T）の派遣を要請するものとする。
- ・ 本要領は、指定行政機関や都道府県等がその防災業務計画や地域防災計画（相互地域防災計画も含む）等においてDMA-T等の要請、運用について記載する際の指針となるものである。
- ・ また、本要領は、都道府県が作成する医療計画にDMA-T等の整備又は運用といった災害時の医療について記載する際の指針となるものである。
- ・ なお、本要領はDMA-T等の運用の基本的な事項について定めるものであり、都道府県等の自発的な活動や相互の応援、及び日本赤十字社の自主的な活動を制限するものではない。

II 用語の定義

1. DMA-T

- ・ 災害の急性期（概ね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チームである。
- ・ 広域医療搬送、病院支援、域内搬送、現場活動等を主な活動とする。

2. DMA-T登録者

- ・ DMA T登録者は独立行政法人国立病院機構災害医療センター（災害医療センター）等で実施される「日本DMA T隊員養成研修」を修了し、厚生労働省に登録された者である。
- ・ DMA T登録者には、DMA T隊員証が交付される。
- ・ DMA T登録者は、災害急性期にDMA Tとして派遣される資格を有する。

3. 統括DMA T登録者

- ・ DMA Tの運用に関する専門的知見を持ち、厚生労働省に認定されたものとする。
- ・ 日本DMA T隊員養成研修において指導的役割を果たす。
- ・ 災害時においては、DMA Tの運用の指導的役割を果たし、責任者となるものである。

4. DMA Tの活動

- ・ DMA Tの活動は、都道府県、厚生労働省より派遣要請を受けたDMA T指定医療機関より派遣されることにより行う。
- ・ DMA Tの活動は、DMA T指定医療機関に所属しているDMA T登録者により構成される。ただし、十分な要員が養成されるまでは、DMA T指定医療機関の職員により構成されるチームに対し、派遣要請する。

5. DMA T補助要員

- ・ DMA T補助要員は、厚生労働省等より派遣要請を受け、DMA Tの活動の後方支援（ロジスティック）等を行う。

6. DMA T指定医療機関

- ・ DMA T指定医療機関は、DMA T派遣に協力する意志を持ち、厚生労働省又は都道府県に指定された医療機関である

7. 日本赤十字社救護班（日赤救護班）

- ・ 日赤救護班は、本要領におけるDMA Tと協働して活動するものとする。

8. 広域医療搬送

- ・ 被災地で対応困難な重症患者を被災地外に搬送し、緊急の治療を行うために国が政府の各機関の協力の下で行う活動。
- ・ 自衛隊機などによる航空搬送時の診療や広域搬送医療拠点（ステージングケアユニット：SCU）の診療・運営を含む。

9. 広域医療搬送拠点での臨時医療施設（ステージングケアユニット：SCU）

- ・ 広域医療搬送拠点におかれ、患者の症状の安定化を図り、搬送時のトリアージを実施するための臨時の医療施設。
- ・ 被災地側の広域医療搬送拠点又は、被災地外の広域搬送拠点に必要に応じて設置される。

- ・ 被災地側に置かれるＳＣＵは、被災地内の病院等から集められた患者の症状の安定化を図り、自衛隊等の航空機による広域医療搬送のためのトリアージを行うことを業務とする。
- ・ 被災地外に置かれるＳＣＵは、自衛隊等の航空機により広域医療搬送された患者について、転送される医療機関の調整と転送のためのトリアージを行うことを業務とする。また、必要に応じて患者の症状の安定化処置を図る。

10. 病院支援

- ・ 被災地内の病院に対する医療の支援
- ・ 多くの傷病者が来院している病院でのトリアージ、当該病院での診療の支援、広域医療搬送のためのトリアージ等を含む。

11. 域内搬送

- ・ ヘリコプター、救急車等による搬送で、都道府県や市町村が行うものである。
- ・ 現場から被災地内の医療機関、被災地内の医療機関から近隣地域への搬送、被災地内の医療機関からＳＣＵへの搬送及び被災地外のＳＣＵから医療機関への搬送を含む。

12. 現場活動

- ・ 災害現場でＤＭＡＴが行う医療活動をいう。
- ・ トリアージ、緊急治療、がれきの下の医療等を含む。

13. ドクターへリ

- ・ 厚生労働省のドクターへリ導入促進事業により稼働している、医師及び看護師又は救急救命士を搭乗させたヘリコプター。災害時、必要に応じドクターへリをＤＭＡＴの活動支援にも活用することができる。

14. 後方支援（ロジスティック）

- ・ ＤＭＡＴの現場活動に関わる通信、移動手段、医薬品支給、生活手段等を確保することをいう。
- ・ その他、現場活動に必要な連絡、調整、情報収集の業務等も含む。

III 通常時の準備

1. ＤＭＡＴ運用計画の策定

- ・ 都道府県、厚生労働省、文部科学省、国立病院機構等は、ＤＭＡＴ運用に関わる計画を事前に策定する。
- ・ 日本赤十字社は日赤救護班の運用及びＤＭＡＴとの協働に係る計画を事前に策定する。
- ・ ＤＭＡＴ運用計画には、広域医療搬送におけるＤＭＡＴの活動及びＳＣ

Uの設置・運営も明記する。

2. D M A T 指定医療機関の登録、業務計画の策定及び協定

- ・ 都道府県は、管内の病院をD M A T 指定医療機関として指定し、厚生労働省にその旨報告する。
- ・ D M A T 指定医療機関は以下の要件を満たす病院とする
 - 医療機関としてD M A T 派遣を行う意志を持つこと。
 - D M A T の活動に必要な人員、装備を持つこと。
 - 災害拠点病院であることが望ましいこと。
- ・ 厚生労働省はD M A T 指定医療機関を把握する。
- ・ 都道府県は、管内のD M A T 指定医療機関について災害時の業務計画に明示し、運用に関する必要な事項について協定を締結する。
- ・ 都道府県とD M A T 指定医療機関の協定は以下の事項を含むものとする。
 - 要請方法
 - 指揮系統
 - 業務
 - 後方支援（ロジスティック）
 - 活動費用
 - D M A T に参加する要員の身分の取扱いとD M A T の活動における事故等への補償
- ・ 厚生労働省、文部科学省及び国立病院機構は、管下のD M A T 指定医療機関に対して、D M A T の運用について災害時業務計画に明示する。

3. D M A T の登録

- ・ 厚生労働省は、災害医療センター等で実施される「日本D M A T 隊員養成研修」を修了した者又はそれと同等の学識・技能を有する者をD M A T 登録者として認証する。
- ・ 厚生労働省はD M A T 登録者を把握する。
- ・ 災害医療センターは厚生労働省の登録業務を補助することができる。
- ・ D M A T 登録者は、所属などの登録内容に変更があった場合、都道府県及び厚生労働省に届け出る。
- ・ D M A T の登録者は、D M A T 登録者の届出に基づき、定期的に更新される。
- ・ D M A T 指定医療機関は、当該医療機関に勤務するD M A T 登録者を把握し、定期的に都道府県に報告する。
- ・ 都道府県は管内のD M A T 指定医療機関におけるD M A T 登録者を把握するとともに、D M A T の登録の情報の更新を行い、その結果を厚生

労働省に報告する。

- ・日本赤十字社は救護班要員についての情報を定期的に厚生労働省及び都道府県に報告する

4. 連絡体制の確保

- ・厚生労働省及び都道府県は、広域災害・救急医療情報システムの整備に際して、DMA Tの情報連絡システムとしての機能も付与する。
- ・DMA T指定医療機関は当該医療機関と派遣されたDMA Tとの間の連絡手段を確保する為の機材を整備する。

5. 研修・訓練の実施

- ・厚生労働省は、災害発生時に迅速な派遣が可能なDMA Tに参加する、医師、看護師等に対する教育研修を推進するものとする。
- ・文部科学省は、国立大学附属病院に対し、DMA Tの活動への協力を要請するとともに、医師、看護師等職員へのDMA Tの活動の啓発を促す。
- ・災害医療センター等は、厚生労働省の委託を受け関係省庁の協力の下「日本DMA T隊員養成研修」を実施する。
- ・災害医療センターは、「日本DMA T隊員養成研修」の実施とその質の管理に責任を持つ。
- ・厚生労働省は、都道府県等で行われる研修を「日本DMA T隊員養成研修」として認定することができる。認定された研修の修了者はDMA T登録者となる。認定に際しては、実施体制、研修内容などを評価する。
- ・日本赤十字社は日本赤十字社救護班要員全員に対し、厚生労働省が示す基準と同等の研修を行う。
- ・厚生労働省は、内閣府など政府関係機関、都道府県、日本赤十字社等と連携し、災害医療センターの支援を受け、DMA Tの訓練を実施する。
- ・DMA T指定医療機関は、DMA T隊員の研修・訓練に努めるものとする。
- ・DMA T登録者は、通常時より連絡体制などDMA T派遣の準備を整え、DMA Tの訓練に積極的に参加する。

IV 初動

1. DMA T派遣要請

- ・被災地の都道府県は、当該都道府県外からの医療の支援が必要な規模の災害に対応するため、DMA Tの派遣を他の都道府県、厚生労働省、文部科学省及び国立病院機構等に要請する。
- ・都道府県は、被災地の都道府県の要請に応じ、厚生労働省と連携し、管内のDMA T指定医療機関及び日本赤十字社支部へDMA T等の派遣

を要請する。

- ・ 厚生労働省は、DMA-T派遣の必要性に関する情報を積極的に収集し、都道府県を支援する。
- ・ 厚生労働省は、被災地の都道府県の要請に応じ、都道府県、文部科学省、国立病院機構等を通じてDMA-T指定医療機関へDMA-Tの派遣を要請する。
- ・ 文部科学省、国立病院機構等は被災地の都道府県の要請に応じ、厚生労働省と連携し、管下のDMA-T指定医療機関にDMA-Tの派遣を要請する。
- ・ 日本赤十字社支部は被災地の都道府県の要請に応じ、管下の医療機関の日赤救護班を派遣する。
- ・ 厚生労働省は、広域災害救急医療情報システムを通じて、都道府県、文部科学省、国立病院機構、日本赤十字社支部及びDMA-T指定医療機関に要請の連絡を行う。
- ・ DMA-T指定医療機関は、都道府県、厚生労働省、文部科学省、国立病院機構等の要請を受け、事前の計画、協定等に基づきDMA-Tを派遣する。
- ・ 都道府県及び厚生労働省は、要請に伴い、収集の拠点場所、想定される業務等についての情報をDMA-Tに提示する。
- ・ ドクターヘリが配置されたDMA-T指定医療機関は、他のDMA-T指定医療機関と同様に、都道府県から派遣要請を受ける。その際、現地までの移動手段や被災地内外でのDMA-Tの活動を支援するため、必要に応じてドクターヘリを活用することができる。
- ・ 甚大な被害により都道府県の機能が保てない等、緊急でやむを得ない場合、厚生労働省及び他の都道府県は医療機関の自発的な活動に期待した要請を行うことができる。その際は、要請時にその旨を周知する必要がある。

2. DMA-Tの待機要請

- ・ 都道府県、厚生労働省及び文部科学省は、自然災害又は人為災害で、被災地外からの医療の支援が必要な可能性がある場合、DMA-Tの待機を要請する。
- ・ 待機についての要請の手順は派遣要請の手順に準じて行う。
- ・ 次の場合、すべてのDMA-T指定医療機関は被災の状況にかかわらず厚生労働省等からの要請を待たずに、DMA-T派遣のための待機を行う。
 - 東京都23区で震度5強以上の地震が発生した場合
 - その他の地域で震度6弱以上の地震が発生した場合

- 津波警報（大津波）が発表された場合
- 東海地震注意情報が発表された場合
- 大規模な航空機墜落事故が発生した場合

3. D M A T 補助要員の派遣要請

- 厚生労働省及び都道府県は、日本赤十字社や国立病院機構等にD M A T 等の活動を支援する補助要員の派遣を要請する。
- 日本赤十字社、国立病院機構等は、厚生労働省等の要請を受け、管下の人員をD M A T 補助要員として可能な範囲で派遣する。

V 各本部の役割

1. D M A T 指定医療機関

- D M A T 指定医療機関は、D M A T を派遣した際には、当該医療機関内に本部機能を設ける。
- D M A T 指定医療機関は、派遣したD M A T の活動を把握し、必要な支援、連絡及び調整を行う。
- D M A T 指定医療機関及び日本赤十字社支部は、広域災害救急医療情報システムのD M A T 運用メニューの情報を派遣したD M A T に伝えるとともに、D M A T から得た情報を広域災害救急医療情報システムのD M A T 運用メニュー等に書き込むことにより、情報の共有化を図るものとする。

2. D M A T 活動現地本部（現地本部）

- 被災地の都道府県は、現場活動に関わるD M A T を統括する現地本部を設置する。
- 現地本部は、被災地の都道府県災害対策本部の指揮下に置かれる。
- 現地本部は、被災都道府県内の災害対策本部、災害拠点病院等から適当な場所を選定し設置する。
- 現地本部に先着したD M A T は、被災都道府県災害対策本部、厚生労働省等と連携し、現地本部の立上げを行い、当面の責任者となる。
- 先着したD M A T の責任者が、統括D M A T 登録者でなかった場合、統括D M A T 登録者が到着後に権限を委譲する。
- 現地本部が設置された災害拠点病院は、被災状況について情報を収集し、現地本部へ可能な範囲で技術的助言を行う。
- 現地本部は以下の業務を行うものとする。
 - 被災情報等を収集
 - 活動する各D M A T の調整
 - 必要な機材などの調達に関する調整

- 都道府県災害対策本部との連絡及び調整
- 必要に応じた、厚生労働省医政局災害医療対策室への情報提供
- その他必要な事務

3. S C U本部

- ・ 都道府県は、管内の各 S C Uに広域医療搬送に関する D M A T の活動を統括する S C U本部を設置する。
- ・ S C U本部は、被災地の都道府県に置かれる場合は、被災地の都道府県災害対策本部の指揮下に、他の都道府県に置かれる場合は、その都道府県の指揮下に置かれる。
- ・ S C U本部に先着した D M A T は、都道府県、厚生労働省等と連携し、S C U本部の立上げを行い、当面の責任者となる。
- ・ 先着 D M A T の責任者が、統括 D M A T 登録者でなかった場合、統括 D M A T 登録者が到着後に権限を委譲する。
- ・ S C U本部は、以下の業務を行うものとする。
 - 被災地の医療機関及び設置された各 S C Uの状況並びに広域医療搬送の情報収集
 - 各 D M A T の活動調整
 - 輸送手段の確保及び機材などの調達に関する調整
 - 都道府県災害対策本部との連絡及び調整
 - 各 S C U本部との連絡及び調整
 - 必要に応じた、厚生労働省医政局災害医療対策室への情報提供
 - その他必要な事務

4. 厚生労働省医政局災害医療対策室

- ・ 厚生労働省医政局災害医療対策室は、D M A T 派遣の要請等について厚生労働省の本部機能を果たす。
- ・ 災害医療センターは、厚生労働省医政局災害医療対策室に対し、D M A T の活動全般について協力するものとする。
- ・ 厚生労働省医政局災害医療対策室は、以下の業務を行うものとする。
 - D M A T の登録
 - 政府内部の調整、各 D M A T への情報提供
 - 搬送手段（自衛隊等）の確保に関する調整及び情報提供
 - 被災地外の患者受入医療機関の確保
 - 物資の調達と輸送手段の確保

VII D M A T の活動

1. 被災地での活動

- ・ 被災地で活動するDMA Tは、原則として、被災地内の災害拠点病院に設置される現地本部に参集し、その調整下で被災地で活動を行う。
- ・ 被災地で活動するDMA T等は、原則的として、自力で移動する。
- ・ 被災地で活動するDMA Tは、域内搬送、病院支援及び現場活動を主業務とする。
- ・ 域内搬送
 - 被災地の都道府県は、域内搬送を実施し、必要な総合調整を行う。
 - 被災地の都道府県は、域内搬送に関する情報を厚生労働省に提供する。
 - 厚生労働省は、広域医療搬送を行う場合においては、被災地の都道府県と協力し、域内搬送との連携を図る。
 - 域内搬送を担当するDMA Tは、域内搬送中の診療に従事する。
- ・ 病院支援
 - 厚生労働省、被災地の都道府県及び現地本部は、病院の被災状況及び病院支援の必要性についての情報を収集し、共有する。
 - 病院支援を担当するDMA Tは、当該病院での活動中は、当該病院長の指揮下に入る。
- ・ 現場活動
 - 現場活動を担当するDMA Tは、当該地域で活動中の消防機関等と連携し、トリアージ、緊急治療、がれきの下の医療等を行う。

2. 広域医療搬送

- ・ 広域医療搬送に携わるべく要請を受けたDMA Tは、地方ブロックごとに指定された広域医療搬送拠点に参集する。
- ・ 厚生労働省は、関係省庁（内閣府、防衛庁等）と連携し、DMA Tが被災地内のSCUへ参集できるための移動手段を確保するための調整を行う。
- ・ SCUの活動
 - 厚生労働省は、都道府県及び関係省庁と連携し、あらかじめ計画された広域医療搬送拠点にSCUを設置する。
 - SCUに参集したDMA Tは、SCU本部の調整下で活動を行う。
 - SCUに参集したDMA Tは、SCUにおける患者の症状の安定化を図るとともに、搬送時のトリアージを行う。
 - SCUを担当するDMA Tは、医療資器材・医薬品等の使用状況を把握し、必要があれば、厚生労働省調達等の依頼を行う。
 - 日本赤十字社、国立病院機構等は、SCUの活動に必要な支援を可能な範囲で行う。
- ・ 航空機内の医療活動